令和3年度第1回滝沢市文化財調査委員会議

日時 令和3年7月2日(金)15時30分から17時15分 場所 滝沢市役所2階 201会議室



令和2年度第2回会議 現地視察:滝沢市埋蔵文化財センター 次 第

開会

- 【1 集合】15:30
- (1) 滝沢市役所201会議室
- 【2 視察】15:40~16:10
- (1) 視察・角掛神社五龍のフジ
- 【3 会議】16:20~17:15
 - (1) 教育長挨拶
 - (2)会議録署名委員の指名について
 - (3)議事

報告第1号 令和3年度滝沢市文化財事業の進捗状況について 報告第2号 市指定天然記念物「五龍のフジ」について

閉 会

淹沢市教育委員会事務局文化振興課

文化財調査委員名簿

1 滝沢市文化財調査委員(※委員期間は通算・本年度含む)

N o	区分	委員名	専門分野	委員就任	委員期間	備考
1	委員	光井 文行	考古	H24. 4. 1~	5期(10年)	
2	委員	越谷 信	地質	H29. 4. 1~	3期(5年)	
3	委員	上白石 実	歴史	H30. 4. 1 ∼	2期(4年)	
4	委員	松本 博明	民俗	H31. 4. 1∼	2期(3年)	
5	委員	渡辺 修二	動物	R 2. 4. 1~	1期(2年)	

2 滝沢市教育委員会事務局

N o	所属・職名	氏名	備考
1	教育委員会 教 育 長	熊谷 雅英	
2	教育委員会 教育次長	佐藤 勝之	
3	文化振興課 課 長	菅原 栄一	
4	文化振興課 総括主査	井上 雅孝	埋蔵文化財担当
5	文化振興課 主 事	大井 創太郎	文化財担当

○滝沢市文化財調査委員会議運営規則

平成22年3月26日教育委員会規則第4号

改正 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日教委規則第 5 号 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市文化財調査委員設置条例(昭和41年滝沢村条例第10号) 第6条の規定に基づき、滝沢市文化財調査委員(以下「委員」という。)の会議運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員の会議(以下「会議」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第3条 会議は教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項と ともにあらかじめ通知しなければならない。
- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員の会議運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月13日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日教委規則第6号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

○滝沢市文化財調査委員設置条例

昭和41年6月28日

条例第10号

改正 平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

(設置)

第1条 滝沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文化財調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 調査委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育 委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(定数)

第3条 調査委員の定数は、5人以内とする。

(任命)

第4条 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 調査委員の任期は、2年とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、調査委員の設置等に関し必要な事項は、教育委員 会規則で定める。

附則

この条例は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。